

熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県営住宅においてペットを飼育する場合の取扱いについて、熊本県営住宅条例（昭和35年条例第11号。以下「条例」という。）及び熊本県営住宅管理規則（平成9年規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ペット 第6条第1項に定める動物をいう。
- (2) ペットクラブ 第9条第2項に定める自主的な組織、同条第3項に定めるところにより、ペットの飼育に関する指導及び相談その他の役割を担う団体等をいう。

(飼育可能住宅)

第3条 県がペットの飼育を認めた別表に掲げる県営住宅（以下「飼育可能住宅」という。）の団地入居者は、飼育前に必要な手続きを行った上でペットを飼育することができる。

(団地入居者の相互理解)

第4条 飼育可能住宅の団地入居者は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境の形成に資するよう協力するものとする。

(飼育者の責務)

第5条 飼育可能住宅においてペットを飼育する団地入居者（以下「ペット飼育者」という）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ペット飼育者以外の団地入居者の気持ちや立場を尊重し、自室及び団地内共用部分の美化や快適な生活環境の維持を図ること。
- (2) 動物の本能、習性等を理解するとともに、ペット飼育者としての自己責任において終生飼育し、自己の都合により遺棄してはならないこと。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年法律第41号）及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等、その他関係する法令等に定められた動物の飼育者の義務を遵守すること。
- (4) 団地内の自室を含む建物及び敷地内全てにおいて、破損、汚損その他の損害を生じさせることなく、原状を保持しなければならない。
- (5) ペットには、必要かつ十分な「しつけ」を行うこと。
- (6) ペットを、みだりに繁殖させないよう適切な措置を講じなければならない。
- (7) 犬は、狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づき管轄する自治体において登録を行うこととし、交付された鑑札を首輪に装着すること。

また、同法第5条第1項の規定に基づき犬に狂犬病予防注射を毎年1回接種し、交付された狂犬病予防注射済票を首輪に装着すること。

- (8) ペットに、マイクロチップを装着するよう努めること
- (9) 自室の原状を保持し、破損や損傷しないように、事前に対策を講じること。
- (10) この要綱、並びに知事の定める事項及び指導を遵守すること。

(飼育可能な動物の種類等)

第6条 ペットとして飼育が認められるのは、原則、不妊去勢手術などの措置を講じた犬又は猫のいずれかとし、それ以外の動物については、県への協議を行わなければならない。

2 前項に掲げる飼育可能なペットは、成体時の体重がおおむね10kg以下で、かつ、ペット飼育者が1人で持ち運びできる大きさとする。

3 飼育できる数は、1住戸につき1匹とする。

(ペット飼育者の遵守事項等)

第7条 ペット飼育者は、次に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

(1) 基本的事項

ア ペットは、必ず自室内のみで飼育することとし、自室のベランダ等において、飼育しないこと。さらに、ペットが逃げ出さないように対策を講じること。

イ ペットは、常に清潔を保持するとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。

ウ ペットの飼育に起因して、団地入居者、近隣住民等若しくは飼育可能住宅、附帯施設及びこれらの敷地に汚損、破損が発生した場合又は団地入居者若しくは近隣住民等に傷害等を与えた場合は、損害賠償その他の責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること。

エ 地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、ペットが他の団地入居者等に危害を及ぼさないようにすること。

オ ペットが死亡した場合には、責任を持って適切な処置を行うこと。

カ ペットの飼育をやむを得ずやめる場合又は第10条第3項の規定に基づきペットの飼育を禁止された場合は、第8条第1項(4)の規定に基づき指定管理者である熊本県営住宅管理センター(以下、管理センターという。)に届け出た引取人に引取らせ、これに依り難い場合は、自らの責任において引取りが可能な法人等も含めた引取人を探しこれに引き取らせること。

(2) 他の団地入居者及び近隣住民への配慮事項

ア ペットの過剰な鳴き声や体毛の飛散、排せつ物等から発する悪臭によって、他の団地入居者への迷惑にならないよう、適正に飼育しなければならない。

イ 自室の外で、ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃をし、又はペット用の砂の乾燥を行わないこと。

ウ ペットの手入れ又は飼育用具等の清掃等を行う場合は、必ず窓を閉める等して毛の飛散を防止するとともに、汚物を衛生的な方法により適切に処理すること。

エ 自室内以外の団地内共用部分で、ペットにえさや水を与え、排泄をさせないこと。万が一、排泄をした場合は、排泄物を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所又は排泄物を衛生的な方法により、適切に清掃、消臭等し、又は処理するなど、衛生的な後始末を行うこと。

オ 団地内の廊下、エレベーター等を始めとした建物及び屋外の共用部分(団地敷地内の屋外)を移動する際には、ケージ等に入れること。ただし、自治会が定めた場所(範囲内)については、この限りではない。

(3) その他

ペット飼育者は、第6条に掲げる動物を、「動物の愛護及び管理に関する法律」で

定める第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業を目的として飼育してはならない。

(ペット飼育者の必要な手続)

第8条 ペット飼育者は、管理センターにペット飼育申請書（別記様式1）及び熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱に関する確認書（別記様式2）と次に定める書類を添えて、必要事項を記載の上、提出しなければならない。なお、(2)の事項については、管理センターへ毎年提出すること。また、(3)から(6)の事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を提出すること。

- (1) 狂犬病予防法に基づき犬の登録を行った管轄自治体から交付を受けた鑑札の写し
- (2) 狂犬病予防注射の注射済証又は注射済票の写し
- (3) 狂犬病以外の感染症に係る予防注射の履歴がある場合は、証明書又はその写し
- (4) やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出書（別記様式3）
- (5) 犬又は猫は、マイクロチップを装着した場合は、環境省による「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトの登録を受けていることを証する書面又はその写し
- (6) 犬又は猫が、生殖を不能にする手術その他の措置等、ペットの繁殖に関する適切な措置を行ったことを証する書面（別記様式4）又はその写し

2 ペット飼育者は、管理センターが、前項の提出書類が条件を満たしていることを確認後、県に提出し承認を得て発行するペット飼育届出済証を、玄関扉の見やすい箇所に貼付しなければならない。なお、紛失した場合は、管理センターへ申し出を行い、再交付を受けなければならない。

3 ペットが死亡した場合又は飼育しなくなった場合は、前項のペット飼育届出済証を添えて、飼育中止届（別記様式5）を管理センターに提出すること。

(ペットクラブ)

第9条 第1条の目的を達成するために、第3条に規定する団地において、ペットクラブを設け、運営するものとする。

2 ペットクラブは、ペット飼育者が入会するものとし、ペット飼育者のほか、ペットクラブが入会を認めた者を会員（以下「会員」という。）として、自主的に組織するものとする。

3 ペットクラブの役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員相互間のコミュニケーションを図り、その友好を深めること。
- (2) ペットのしつけ教室等を実施し、飼育のマナーを向上させること。
- (3) ペットの飼育に起因する団地入居者又は近隣住民等への損害又は迷惑を防止するため及びペットとの共生について、団地入居者又は近隣住民等の理解を得るために必要な活動を行うこと。
- (4) ペットの飼育に関する苦情やトラブル等につき、その内容を明らかにした上で、その解決のために必要な助言又は指導等適切な対処をすること。
- (5) この要綱の規定に違反したペット飼育者に対し、ペットの飼育方法やしつけ等の指示もしくは指導又は警告等を行うこと。
- (6) 前号の措置にもかかわらず改善が認められない場合には、管理センターに報告すること。
- (7) 苦情又はトラブルの発生状況及びその措置等について、年1回以上、管理センターに報告すること。

(8) 引取人が、何らかの理由によりペットを引き取ることができない場合は、ペットクラブが一時的に対応し、速やかに代替の引取人または関係機関への連絡を行うなど、責任を持って対応すること。

4 ペットクラブは、執行部の選出又は総会の招集その他ペットクラブの運営に必要な事項をこの要綱及び法令等に抵触しない範囲において会則で定め、又はこれを改正する。

5 前項の場合において、会則の制定又は改正を行なうときは、ペットクラブは、事前に県及び管理センターと協議しなければならない。

(違反者に対する対応措置)

第10条 自治会及びペットクラブは、次の各号に該当するときは、当該ペット飼育者に対し、飼育方法の指示若しくは指導又は警告等を行うことができる。

(1) ペット飼育者が、第7条及び第8条第1項の規定並びに第9条第4項で定める会則に違反したとき

(2) 飼育するペットが、周辺住民等へ危害や損害を与えたとき

(3) ペット飼育者が、飼育するペットにより周辺住民等へ迷惑行為を生じさせたとき

2 前項の自治会及びペットクラブの措置にもかかわらず改善が認められない場合は、管理センター及び県は、自治会及びペットクラブの報告に基づき、改善の認められないペット飼育者に対し、是正又は改善に必要な指示若しくは指導又は警告等を行うことができる。

3 管理センター及び県は、前項の指示若しくは指導又は警告等に従わないペット飼育者に対し、ペットの飼育を禁止し、その登録を取り消すことができる。

4 県は、前項の飼育禁止にもかかわらずペット飼育者がペットの飼育をやめない場合は、条例第17条の規定に基づき、「熊本県営住宅におけるペット飼育者等への対応要領」により対応するものとする。

(身体障害者補助犬の適用除外)

第11条 ペット飼育者が団地において、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を使用する場合は、この要綱の規定は適用しない。

(飼育情報の提供)

第12条 県及び管理センターは必要に応じて、ペットについての情報を自治会やペットクラブ等へ情報提供する。また、熊本県動物愛護センター及び熊本市動物愛護センターと連携し、ペットの譲渡及び飼育にかかる情報等に関しては、随時提供を行う。

(要綱の改正)

第13条 本要綱の改正は、県が行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団地名	棟名
小山田団地	10棟、16棟、17棟

【様式1】

令和 年 月 日

ペット飼育申請書

熊本県知事 様

団地 号棟 号室

氏名
電話番号

(名義人)

下記のペットを飼育したいので、必要書類を添えて申請するとともに、飼育に当たっては、熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱を遵守します。

記

1	飼育するペットの名前	
2	種類及び性別 ※犬及び猫については品種も記載	種類(品種) : 性別: 雄・雌 (※ 「品種」については分かる場合のみで結構です。)
3	年齢	歳 (生年月日:平成・令和 年 月)
4	体高及び体重	体高:約 cm、体重:約 kg (※ 「体高」とは、キ甲(頸の直後にある肩の最高点)より地上までの垂直の長さを言います。)
5-1	狂犬病予防法に定める鑑札に記載の市町村名、年度及び番号	市 町 村 昭和・平成・令和 年度 第 号 (※ 鑑札から転記してください。)
5-2	マイクロチップのID番号	ID番号: (※ マイクロチップ注入時の飼い主控え等ID番号を証する書面(写し)を添付してください。)
6	狂犬病予防注射済票に記載の年度及び番号	令和 年度(第 号) (※ 最新の接種に係るものから転記してください。)
備考		

※ 狂犬病関係については、犬のみが対象

※ マイクロチップについては、装着した場合、記載及び必要書類の添付。犬及び猫のみ対象

【必要書類】

- 「熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱に関する確認書」(様式2)
- 飼育するペットの全身を写した写真を添付してください。
- マイクロチップ注入時の飼い主控え等ID番号を証する書面(写し)※
- 各種感染症予防接種を受けている場合はそれを証する書面(写し)
- 「ペットの引取人に関する届出」(様式3)
- 犬又は猫が生殖を不能にする手術その他の措置を終えている場合は、それを証する書面又はその写し(様式4)

※本紙の原本は熊本県営住宅管理センターにおいて保管します。
また、ペット飼育に関する目的以外では使用しません。

受 領 確 認	
------------------	--

【様式2】

熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱に関する確認書

熊本県知事 様

団地	号棟	号室
氏名		印

私は、熊本県営住宅におけるペット飼育取扱要綱を確認し、ペットを飼育する場合は、本要綱（第13条の規定により本要綱が改正された場合は、改正後の要綱を含む。）を遵守します。

また、本要綱を遵守しない場合や近隣への迷惑行為があった場合にはペットの飼育を禁止されることや、住宅の明渡し請求等をされることもあることを承認します。

【様式3】

令和 年 月 日

ペットの引取人に関する届出

熊本県知事 様

団地 号棟 号室

氏 名

私は、下記1のいずれかの事由に該当することとなった場合は、自ら飼育するペットを下記2の引取人に引き渡すこととします。

なお、万が一、飼育するペットが子供を産んだ場合は、その生まれた子供全てについても下記2の引取人に引き渡すこととします。

また、何らかの事情により下記2の引取人が、ペットを引き取ることができなくなった場合は、責任をもって新たな引取人を探し、その者にペットを引き渡すこととします。

記

1. 該当することとなった事由

- ① やむを得ない理由により、当該団地において自らペットを飼育できなくなった場合
- ② 他の住宅に転居する際に、転居先にペットを連れて行けない場合
- ③ 熊本県からペットについて飼育禁止の措置を受けた場合

2. 引取人

氏 名 :

住 所 :

電話番号 :

緊急連絡先 :

以 上

*全て自書とすること

【様式4】

ペットの繁殖に関する適切な措置に関する証明書

次の5項目につきましては飼育を希望される方がご記入ください。

1	飼育者名 *住戸の名義人を記載	
2	団地名等	団地 号棟 号室
3	ペットの名前	
4	マイクチップのID番号	
5	ペットの繁殖に関する適切な措置の方法	

下記太枠内につきましては獣医師の先生がご記入ください。

6	性別	雄・雌 ※○印をお願いします。
7	種類	※判断可能な場合にご記入をお願いします。
8	避妊・去勢手術の有無等	1. 既に手術済。 2. 年 月 日に当院で手術を実施。 3. ホルモン薬（避妊薬）の服用 4. 次の理由により、現時点における手術は不可能。 【理由】 【施術可能となる時期の見込み】

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

病院・機関名

住所

電話

獣医師名

印

【様式 5】

令和 年 月 日

ペットに係る飼育中止届

熊本県知事 様

団地 号棟 号室

氏名

この度、下記のとおり私が飼育しているペットの飼育を中止しますので、届け出ます。

記

1	飼育しているペットの名前	
2	種類及び性別 ※犬及び猫については品種も記載	(雄 雌) (※ 「品種」については分かる場合のみで結構です。)
3	飼育を中止する理由	1. 死亡 2. 譲渡 3. その他
4	狂犬病予防法登録番号 (犬のみ) ----- マイクロチップのID番号	

※ (犬のみ) 項目4についてはどちらか一方を記載してください。(マイクロチップのID番号は、団地が所在する市町村が、動物の愛護及び管理に関する法律に定める「狂犬病予防法の特例」に参加している場合に限りです。)

以 上